

## 短期入所生活介護事業【利用料金表】

### 基本料金

改定日令和4年10月1日

介護保険負担割合証が1割の方	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご利用者の要介護度サービス利用料金	5,230円	6,490円	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
② うち、介護保険から給付される金額	4,707円	5,841円	6,264円	6,876円	7,542円	8,172円	8,784円
③ サービス利用に係る自己負担額(①-②)	523円/日	649円/日	696円/日	764円/日	838円/日	908円/日	976円/日
④ サービス提供体制強化加算	22円/日						
⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(③+④)×8.3%						
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(③+④)×2.7%						
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(③+④)×1.6%						
自己負担額合計 ③+④+⑤+⑥+⑦	614円/日	756円/日	808円/日	885円/日	968円/日	1,047円/日	1,124円/日

(介護保険負担割合証の負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍で計算いたします)

### ○加算・減算(1日につき)

種 類	備 考	利 用 料
サービス提供体制強化加算	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合に加算されます。	22円/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	一定の要件を満たしていることにより介護サービスに従事している介護職員の賃金改善に充てる事を目的にした加算で、所定単位数に8.3%を乗じた単位数です。	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している介護サービス事業所・施設において、おもに勤続10年以上の介護福祉士の処遇改善を行うための原資となります。所定単位数に2.7%を乗じた単位数です。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記介護職員処遇改善加算を取得している介護サービス事業所・施設において、介護職員等の「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げに充てる事を目的にした加算で、所定単位数に1.6%を乗じた単位数です。	
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき、食事を提供した場合に加算されます。1日につき3回を限度とします。	8円/回
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合減算します。	-30円/日
送迎	入所時及び退所時に送迎を行った場合に加算されます。	184円(片道)

(介護保険負担割合証の負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍で計算いたします)

### 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
滞 在 費	滞在に係る費用となります。(居室の利用料)	2,040円/日
食 費	食事を提供した場合の材料費と調理費の実費をご負担いただきます。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	朝食 410円 昼食 660円 夕食 660円
お や つ 代	ご利用者に提供するおやつにかかる費用です。(飲み物、お菓子等)	105円/日
日 常 生 活 費	おしぼり、ティッシュ、石鹸としてご負担いただきます。	200円/日
電 気 料	ご利用者ご希望で電気毛布・電気あんか等をご利用した場合ご負担いただきます。	1器具当 50円+消費税/日
T V 貸 出 代	テレビを貸し出します。電気料が別途必要になります。	100円+消費税/日 (別途電気料)
送 迎 代 ( 区 域 外 )	あわら市以外の地域の方で、当事業所のサービスをご利用される場合は送迎地とあわら市(境界を起点)との間の送迎費用をご負担いただきます。	55円+消費税/km
喫 茶 代	喫茶をご利用になった場合にご負担いただきます。	実 費
特 別 な 食 事 品	ご利用者ご希望に基づいて特別な食事・嗜好品を提供した場合ご負担いただきます。	実 費
理 美 容 代	実費をご負担いただきます。	実 費
行 事 ・ ク ラ ブ 活 動	当施設では書道、茶道、華道、陶芸、手芸等のクラブ活動を用意しています。希望により参加された場合、材料代等をいただきます。	実 費

※滞在費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当りの料金となります。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。